有限会社
一ノ瀬金属

CORPORATE POLICY

内部通報制度

有限会社一ノ瀬金属は、コンプライアンス方針に則り、法令違反や不正行為の早期発見と是正を目的として、内部通報制度を設置しています。改正公益通報者保護法に準拠しており、通報者の秘密を厳守し、不利益な取り扱いを禁止します。

01 目的

従業員が法令違反や職場の不正行為を安心して通報できる環境を整え、会社の健全な運営を図ることを目的とします。

02 通報の対象

次のような行為を対象とします。

- 法令や会社の規則に違反する行為
- 安全衛生・環境に関わる重大な不正または危険行為
- ハラスメントや職場秩序を著しく乱す行為

03 通報窓口

メール：[redacted]（[redacted]、当制度責任者）
メール：[redacted]（[redacted]）
封書：本社宛

※ 担当者名・メール窓口の詳細は、社内資料および社内掲示にてご案内しています。

※ 通報は記名・匿名どちらでも可能です。

04 通報者の保護

- 通報者の氏名・内容は秘密を厳守します。
- 通報したことを理由に、不利益な取り扱いを受けることはありません。
- 匿名通報の場合も保護されますが、追加の確認や回答ができない場合があります。

05 通報の処理

- 通報を受けた際は事実関係を迅速に調査した上で臨時取締役会を開催し、協議します。
- 記名通報の場合は、調査結果と対応方針を可能な範囲で通報者に通知します。
- 重大な法令違反の疑いがある場合、行政等への報告を検討します。